平成２３年（フ）第１２１号
新潟県長岡市与板町本与板2438番地
破産者　中島　敬雄
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
新潟県長岡市下山５丁目87番地７　メゾン下山101号室、破産手続開始決定時の住所新潟県長岡市長峰町513番地219
破産者　川上　欣志
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１１３号
新潟県長岡市長峰町513番地32
破産者　川上　浩克
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５１４号
福岡市東区多々良２丁目21番38―402号
破産者　明永　直人
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６６号
福岡市南区井尻２丁目25番３号
破産者　田中　純一
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１９９号
福岡市中央区薬院２丁目12番３―501号
破産者　工藤　秀行
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４号
長崎県松浦市福島町塩浜免519番地５
破産者　川口　愼二
1　決定年月日　平成25年６月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
福島市土湯温泉町字見附25番地
破産者　齋藤　　富
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１１０号
福島県伊達市霊山町山戸田字薄木21番地、従前の住所福島県伊達市原島50番地３
破産者　菅野　剛弘
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第６２号
富山市黒瀬北町２丁目７番地14　プライムスティ・クロセＢ棟101号、開始決定時の住所富山市安養寺380番地
破産者　徳義　　浩
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
静岡市葵区新伝馬３丁目23番11号
破産者　出雲　弘光
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０７号
大津市仰木の里１丁目13番３号
破産者　瀬津良三こと　瀬津　良三
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７４号
福岡県飯塚市枝国406番地２
破産者　古賀　秀樹
1　決定年月日　平成25年６月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第６６３号
福岡県筑紫郡那珂川町後野４丁目13番５号
破産者　山田　勝三
1　決定年月日　平成25年６月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９０６号
福岡県大野城市川久保２丁目７番１号香楽ビル201号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区東月隈５丁目９番９号
破産者　大島　清廣
1　決定年月日　平成25年６月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１４号
福岡県大川市大字向島2049番地20・2049番地30
破産者　宮﨑　稔博
1　破産債権の届出期間　平成25年７月５日まで
2　一般調査期日　平成25年７月17日午前10時40分
平成25年６月７日
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第６９号
兵庫県川西市栄根１丁目７番13号　201、前住所兵庫県川西市加茂２丁目16番２号
破産者　寺内　正則
1　破産債権の届出期間　平成25年７月８日まで
2　一般調査期日　平成25年７月25日午前10時50分
平成25年６月７日　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第１３３３号
広島市安佐北区大林３丁目21番22―205号
破産者　大田　英治
1　破産債権の届出期間　平成25年７月10日まで
2　一般調査期日　平成25年９月20日午後３時
平成25年６月10日
広島地方裁判所民事第４部